

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年6月17日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 込山明成

| 区分 | 市町村 | 数 |
|----|--|----------|
| 1 | 横浜市 | 563,536人 |
| 2 | 川崎市 | 256,764人 |
| 3 | 横須賀市 | 117,415人 |
| 4 | 相模原市 | 162,222人 |
| 5 | 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 | 194,481人 |
| 6 | 平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市 | 170,575人 |
| 7 | 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 | 172,723人 |
| 8 | 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村 | 84,384人 |